

坂監公表 21 第 6 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第 9 項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成 22 年 2 月 22 日

坂出市監査委員 本 多 聰

坂出市監査委員 富 岡 利 昭

(別紙)

## 平成21年度財政援助団体等監査の結果報告書

### 1. 坂出商工会議所の監査

#### 第1 監査の概要

##### 1 監査の対象

坂出商工会議所（以下「商工会議所」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの次の補助金に係る出納その他の事務の執行並びに環境経済部商工観光課（以下「商工観光課」という。）の次の補助金に係る事務の執行について監査を行った。

##### 補助金の名称及び金額

(1) 坂出商工会議所運営事業補助金	5,494,000円
(2) 商工振興事業補助金	1,900,000円
(3) 坂出商工会議所小規模事業補助金	1,800,000円
(4) 坂出商工会議所青年部 四国ブロック大会運営補助金	300,000円
(5) 坂出商工会議所青年部事業補助金	200,000円
(6) 坂出商工会議所女性会事業補助金	200,000円

##### 2 監査の実施期間

平成22年1月15日から平成22年2月10日まで

##### 3 実施した監査手続

商工会議所の上記補助金に係る出納その他の事務の執行について商工会議所から提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、商工観光課の上記補助金に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて必要と認めた監査手続を実施した。

#### 第2 監査の結果等

##### 1. 商工会議所の概要

商工会議所は、前身の坂出商工会としての活動記録は大正初期に遡り残っているが、村の合併等を経て、昭和12年11月6日に商工会議所として設立された。主な運営は、商工会議所法（昭和28年8月）に基づき運営されている公的な性格を持つ特別認可法人で、地域商工業の総合的な改善発展と社会一般の福祉の増進のため、「非営利性」・「公益性」・「普遍性」を原則として運営している。

## 2. 商工会議所の監査の結果

商工会議所の上記の補助金に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 3. 商工観光課の監査の結果

商工観光課における商工会議所に対する上記の補助金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。

## 2. (社) 坂出市シルバー人材センターの監査

### 第1 監査の概要

#### 1. 監査の対象

(社) 坂出市シルバー人材センター（以下「シルバー人材センター」という。）の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの次の財政援助に係る出納その他の事務の執行並びに福祉事務所高齢介護課（以下「高齢介護課」という。）の同財政援助に係る事務の執行について監査を行った。

#### 財政援助の名称及び金額

(1) 坂出市シルバー人材センター交付金                      8,985,000円

#### 2. 監査の実施期間

平成22年1月15日から平成22年2月10日まで

#### 3. 実施した監査手続

シルバー人材センターの上記財政援助に係る出納その他の事務の執行について、シルバー人材センターから提出された資料及び提示のあった出納関係帳票その他関係書類に基づいて帳簿突合、質問その他必要と認めた監査手続を実施した。

また、高齢介護課の上記財政援助に係る事務の執行について、同課から提出された関係書類等に基づいて照合その他必要と認めた監査手続を実施した。

### 第2 シルバー人材センターの監査の結果

#### 1. シルバー人材センターの概要

シルバー人材センターは、高齢者の能力を生かした活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として昭和63年5月9日設立された。主な事業は、高齢者に対し、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務を、確保・紹介事業等を実施している。

2. シルバー人材センターの監査の結果

シルバー人材センターの上記の交付金に係る出納その他の事務は、適正に執行されているものと認められた。

3. 高齢介護課の監査の結果

高齢介護課におけるシルバー人材センターに対する上記の交付金に係る事務は、適正に執行されているものと認められた。